

佐賀県西部広域環境組合ごみ処理広域化基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町（以下「構成市村」という。）のごみ処理広域化基本計画を策定するため、ごみ処理広域化基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、佐賀県西部広域環境組合事務局（構成市町担当者会・担当課長会を含む）から素案の提示を受け審議し、その結果について管理者に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 構成市町住民代表（構成市町から推薦された者）
- (3) 行政代表（佐賀県廃棄物対策課職員・域内既存施設職員）
- (4) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の任務が終了するまでの間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員会を初めて招集するときは、管理者が招集する。

- 2 委員会は、半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の提言事項等について、表決すべき事項として委員長が判断したときは、出席委員の過半数以上で決する。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、佐賀県西部広域環境組合事務局が行う。

(公開)

第9条 委員会については原則公開とする。

(平20・全改)

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営のための必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年3月13日から施行する。